

## 鹿 児 島 県 公 報

平成30年 5 月 18 日（金）第3417号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

○救急病院等の認定の取消し（2件）	（保健医療福祉課取扱い）	1
○救急病院等の認定（5件）	（保健医療福祉課取扱い）	1
○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）	（水産振興課取扱い）	3
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定	（水産振興課取扱い）	3
○種畜証明書の有効期間の延長	（畜産課取扱い）	3
○土地改良区の役員の就任の届出	（農地整備課取扱い）	4
○基本測量の実施	（監理課取扱い）	4
○公有水面の埋立地の用途の変更	（港湾空港課取扱い）	4
○事業施行についての周知措置	（都市計画課取扱い）	5
○平成30年度自衛官の募集	（危機管理防災課取扱い）	5
○歳入の収納事務の委託	（交通規制課取扱い）	6

## 公 告

○落札者等の公告	（総務事務センター取扱い）	6
○河川法に基づく役勝川水系河川整備計画の公表	（河川課取扱い）	6
○一般競争入札公告	（会計課取扱い）	7

## 警 察 本 部 告 示

○簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報	（警務課取扱い）	9
----------------------------	----------	---

## 告 示

## 鹿児島県告示第568号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

平成30年 5 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 の 名 称	所 在 地
鹿児島厚生連病院	鹿児島市天保山町22番25号

## 鹿児島県告示第569号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急診療所でなくなった。

平成30年 5 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

診 療 所 の 名 称	所 在 地
指宿脳神経外科	指宿市東方8714番地21

## 鹿児島県告示第570号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院

を救急病院として認定した。

平成30年 5 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
種子島医療センター	西之表市西之表7463番地

2 認定の有効期限

平成33年 4 月 13 日

**鹿児島県告示第571号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成30年 5 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町37番1号

2 認定の有効期限

平成33年 4 月 26 日

**鹿児島県告示第572号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成30年 5 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
加治木温泉病院	始良市加治木町木田4714

2 認定の有効期限

平成33年 4 月 30 日

**鹿児島県告示第573号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成30年 5 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
三宅病院	鹿児島市谷山中央七丁目3番1号

2 認定の有効期限

平成33年 5 月 11 日

**鹿児島県告示第574号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成30年 5 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
鹿児島厚生連病院	鹿児島市与次郎一丁目13番1号

- 2 認定の有効期限  
平成33年 4 月 30 日

**鹿児島県告示第575号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成30年 5 月 18 日から同年 6 月 1 日まで奄美漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成30年 5 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
奄美市住用町大字山間520番地 2 諏訪原清高  
奄美市住用町大字山間374番地 1 牧光和  
奄美市住用町大字市716番地 中村一也
- 2 加入区  
住用加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
奄美漁業協同組合

**鹿児島県告示第576号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成30年 5 月 18 日から同年 6 月 1 日まで喜界島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成30年 5 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
大島郡喜界町大字早町 8 番地 米盛弘幸  
大島郡喜界町大字志戸桶4546番地 喜村豊一  
大島郡喜界町大字志戸桶760番地 倉橋正都
- 2 加入区  
喜界加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
喜界島漁業協同組合

**鹿児島県告示第577号**

肝属郡肝付町南方22番地 2 内之浦漁業協同組合代表理事組合長柳川良則及び肝属郡肝付町南方25番地 3 有限会社昌徳丸代表取締役柳川哲郎からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年 5 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 肝付町内之浦区域（肝属郡肝付町大字北方及び大字南方の地区）
- 2 区分 雑魚定置漁業

**鹿児島県告示第578号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第 8 条第 1 項の規定により、農林水産大臣から、現在交付している種畜証明書で、有効期間内に同法第 4 条第 1 項の検査を行うことができないものについては、同法第 6 条第 2 項の規定に基づき有効期間を 6 箇月以内に限り延長する旨通報があった。

平成30年 5 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第579号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南薩土地改良区の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成30年 5 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

就任した役員の氏名及び住所

理事 前田 祝成 枕崎市立神北町188番地 5

(任期 平成30年 4 月 5 日から平成33年 7 月 22日まで)

**鹿児島県告示第580号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 1 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 5 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 基本測量（電子基準点現地調査作業）
- 2 作業の期間 平成30年 5 月 1 日から平成31年 3 月 31日まで
- 3 作業の地域 奄美市、十島村、屋久島町、瀬戸内町及び喜界町

**鹿児島県告示第581号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ 2 第 1 項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関し埋立地の用途の変更を許可した。

平成30年 5 月 18 日

名瀬港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 三反園訓

- 1 許可年月日  
平成30年 5 月 9 日
- 2 許可を受けた者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地  
一般財団法人奄美市開発公社  
代表者 理事長 朝山毅  
奄美市名瀬長浜町517番地
- 3 埋立ての免許の年月日及び番号  
平成18年12月28日  
指令港空第315号
- 4 埋立地の用途の変更の内容

変 更 前			変 更 後		
用 途	配 置	規 模	用 途	配 置	規 模
業務施設 用地	埋立区域（その1） 及び埋立区域（その 2）の住宅用地及び 道路用地を除く全域 に位置	約2.5ha	業務施設 用地	埋立区域 1 工区、 埋立区域 2 工区（そ の 1）、埋立区域 2 工区（その 2）及び 埋立区域 2 工区（そ の 3）の住宅用地及 び道路用地を除く全	約2.61ha

住宅用地	埋立区域（その2）の西端及び埋立区域（その3）の全域に位置	約0.1ha	住宅用地	域に位置 埋立区域2工区（その3）の北側に位置	約0.01ha
道路用地	埋立区域（その1）及び埋立区域（その2）の業務施設用地又は住宅用地の間に位置	約0.7ha	道路用地	埋立区域2工区（その1）及び埋立区域2工区（その2）の業務施設用地の間並びに埋立区域2工区（その3）の北端に位置	約0.67ha

**鹿児島県告示第582号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業について次のとおり九州地方整備局長の認可の告示があった。

平成30年5月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 鹿屋都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・3・15号寿大通線
- 2 施行者の名称  
鹿児島県
- 3 事務所の所在地（事務所の名称）  
鹿屋市打馬二丁目16番6号（大隅地域振興局建設部土木建築課）
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
鹿屋市札元一丁目及び寿四丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成30年4月27日九州地方整備局告示第81号

**鹿児島県告示第583号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成30年度第2次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成30年5月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 募集種目
  - (1) 男子  
自衛官候補生
  - (2) 女子  
自衛官候補生
- 2 募集期間
  - (1) 男子  
平成30年5月21日から同年6月18日まで
  - (2) 女子  
平成30年5月21日から同年6月18日まで
- 3 試験期日  
平成30年6月30日

- 4 応募年齢  
採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院

- 6 応募手続  
応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。  
なお、志願票は、各市町村において交付する。

#### 鹿児島県告示第584号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成30年5月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 歳入の種類  
パーキング・メーター作動手数料
- 委託の相手方  
鹿児島市紫原三丁目13番26号  
株式会社梅コンサル
- 委託期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

## 公 告

#### 落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成30年5月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成30年度庶務事務システム保守運用業務
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県総務部総務事務センター企画管理係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年3月30日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士電機株式会社九州支社  
福岡市博多区店屋町5番18号
- 随意契約に係る契約金額  
31,752,000円
- 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号該当  
.....

#### 河川法に基づく役勝川水系河川整備計画の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、役勝川水系河川整備計画を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び大島支庁建設部建設課において縦覧に供する。

平成30年5月18日

鹿児島県知事 三反園訓

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年5月18日

鹿児島県警察本部長 河野真

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量  
放置駐車違反管理システムの賃貸借 一式
- (2) 借入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成30年12月31日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

## (1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

## (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

## (3) 申請書類の受付期間

平成30年5月18日から同月29日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 入札の方法等

- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出場所  
鹿児島県警察本部会計課  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566
- (3) 入札書の提出方法  
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限  
平成30年6月28日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所  
ア 日時 平成30年6月29日午前11時  
イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎3階）
- (6) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
（ウ） 交付場所 (2)に同じ。  
（イ） 交付期限 平成30年5月31日午後5時15分
- 5 契約条項を示す場所及び期限  
4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
  - (2) 契約保証金  
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。  
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
- 8 入札の無効  
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
  - (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
  - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
  - (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
  - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入



札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部会計課調度係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

電話番号 099-206-0110（内線2232）

ファックス番号 099-206-5560

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:

Illegal parking management system:1set

(2) DELIVERY PERIOD:

31 December 2018

(3) DELIVERY PLACE:

As shown in the specification book

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:15 p.m.28 June 2018

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Finance Division

Police Administration Department

Kagoshima Prefectural Police Headquarters

10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan

TEL 099-206-0110(ext.2232)

FAX 099-206-5560

## 警 察 本 部 告 示

### 鹿児島県警察本部告示第2号

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条第1項の規定により、簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報を次のように定めた。

平成30年5月18日

鹿児島県警察本部長 河野真

開示申出をすることができる個人情報の内容		開示申出をすることができる期間	開示申出をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
鹿児島県警察職員（技術職員）採用試験	総合得点、総合順位及び種目別得点（第1次試験については、不合格者に係るものに限	合格発表の日から起算して1月間	鹿児島県警察本部

---

	る。)		
--	-----	--	--